

いまこそ法教育プログラム〈後編〉

——夏休みジュニア・ロースクール&教員・委員の声を中心に——

本号では前号に引き続き当会の法教育を特集します。

後半となる本号では、当会の法教育プログラムの具体的な内容をご紹介いただきました。さらに授業を担当する委員の体験談や、参加生徒、学校教員の方のご感想などもお聞きすることができましたので、掲載いたします。当会の外の方が当会の活動をどのように評価いただいているのか知ることのできる貴重な内容となっております。

また、お子様のいらっしゃる方に当会の活動をご紹介する際にも役立つ内容となっておりますので、ぜひご一読ください。

LIBRA 編集会議 草木良文、西川達也、佐藤顕子、酒井昌弘

CONTENTS

- 〈後編〉第1部 夏休みジュニア・ロースクールなど
——生徒の興味関心に直接応える「個人参加型プログラム」…………… 2頁
- 第2部 法教育プログラムの紹介—各委員会・教員のコラムなど…………… 4頁
- 〈前編〉※7・8月合併号掲載
- 1 当会法教育の概要
 - 2 座談会「法教育の実践とこれから」
 - 3 資料：法教育プログラム一覧

第1部 夏休みジュニア・ロースクールなど

——生徒の興味関心に直接応える「個人参加型プログラム」——

法教育委員会 委員
法教育総合センター 副本部長 木下 圭一 (67期)

法教育授業は、第2部で紹介する各委員会の授業を、学校等からのお申込みにより実施しているが、当会では、夏休み等に法律に興味関心のある生徒が個人で申し込めるイベントを30年以上前から実施してきた。いずれのイベントも申込多数により参加者を抽選で決定している。現在では、各授業に生徒として参加した経験のある弁護士が増えており、その弁護士が今度は生徒に指導するという好循環も生まれており、今後も継続していきたいと考えている。

I 冬休み刑事裁判傍聴会

(毎年12月下旬に弁護士会館にて実施)

1992年度に春休み裁判傍聴会として始まった企画で、実際の裁判を目の当たりにすることができるため、生徒に一番人気のあるイベントである。現在では、冬休みの2日間実施している(夏休みジュニア・ロースクールの1プログラムとしても実施している)。仕事納めが差し迫った時期の開催であるが、意外にも十分な開廷数があり、弁護士でも経験することが少ない即日

「夢の端緒」

法教育委員会 委員 鈴木 香歩（75 期）

私は、山梨大学附属中学校2年の夏に、職場体験の一環で、「山梨県子どもロースクール」に参加しました。ドラマ「ビギナー」を見て、法曹への興味はあったものの、実際に弁護士に会ったことはなく、ドラマの情報のほかは、周りの大人からの弁護士になるのはとても難しいとの話しかないため、私にとって弁護士は未知の存在でした。山梨県子どもロースクールでは、刑事模擬裁判をし、私は裁判官役となりました（他の裁判官チームの子とは、高校で偶然再会）。ドラマで見た説諭をやってみたく話し、生意気にも説諭的なものをさせてもらったのは、恥ずかしいものの大変よい思い出で、弁護士に実際に会って話したことで、私の法曹志望は現実味が出てきました。

昨年の夏、当時の法教育委員会委員長の田伏弁護士にお誘いいただき、山梨県子どもロースクールに弁護士として参加する機会をいただき*1、盆地のうだるような暑さのなか、母校の制服を着ている生徒の姿があの日自分と重なり、初心を思い出しました。

当会でいうジュニア・ロースクールは、興味のある子が自主的に申し込めるため、学校の積極性やカリキュラムに影響を受けないことが大変良い点だと感じています。初めて会った生徒たちが架空の事件で激論を交わすのも魅力の1つです。

私もいつか「あの時ジュニア・ロースクールに参加した者です」という若手の弁護士に会えたらな、と思っています。

判決が多くみられ（私は既に4回以上見ている）、参加者にとっても貴重な体験になっている。

Ⅱ 夏休みジュニア・ロースクール*2 （毎年7月下旬の2日間弁護士会館にて実施）

2004年度から、夏休み中高生裁判傍聴会を発展的に解消する形で始まった、小学5年生から高校生を対象に実施しているイベントである。一時期法教育委員会以外の委員会が参加したこともあったと聞いているが、昨年度までのほとんどの期間を、法教育委員会が単独で、刑事裁判傍聴、民事・刑事の模擬裁判（小学生・中高生）の6コースを実施してきた。学習指導要領に法教育が採り入れられたことなどにより、年を追うごとに参加者が増え、定員を拡大するなどしても、申込者全員を受け入れることはできなかった。

そこで、今年度から拡大企画として、法教育総合センターに参加している各委員会の参加を募り、上記定番6コース以外に、ごみ問題（公害・環境特別委員会）、悪質商法対策（消費者問題特別委員会）、多文化共生（外国人の権利に関する委員会）、18歳選挙権（憲法問題対策センター）、子どもの権利（子どもの人権と少年法に関する特別委員会）、労働問題（労働法制特別委員会）の6つのコースを新設した。それでも、各コースの

申込者の合計が1661名となり定員を大幅に超えたため、当初予定の定員を拡大し559名を当選とした。来年度からの参加を検討している委員会もあり、さらに充実したプログラムが提供できるように検討を重ねている。

Ⅲ オータムスクール*3 （毎年10～11月に公認会計士会館にて実施）

2014年度から中学生を対象に、日本公認会計士協会東京会による「ハロー！会計」と法教育委員会による「模擬裁判（民事・刑事）」の両方の授業に参加してもらうイベントを毎年実施している。当初は両会がそれぞれの授業を実施するだけであったが、現在では、一つの賃貸建物明渡請求事件を題材に、両当事者の事情に鑑み現実に即した公平な和解案の検討と賃借人が経営する商店について立退き等が経営に与える影響の検討を行うものや、授業前半に本社による店舗の監査を実施して発見された不正（横領）に関し授業後半に刑事模擬裁判を行うものなど、両会が協力して一つのシナリオを作成し、生徒の興味関心を引き出しつつ、法律・会計の両方に触れてもらえるような工夫をしている。参加者には、日曜日の午後を丸々使う長時間の授業であるにもかかわらず、最後まで真剣に取り組んでもらえている。

*1：昨年は、山梨県弁護士会の弁護士にも、当会ジュニア・ロースクールにご参加いただいた。

*2：2004年度、2005年度は、「サマースクール」として実施。

*3：2014年度、2015年度は、「スプリングスクール」として実施。

第2部 法教育プログラムの紹介 — 各委員会・教員のコラムなど

法教育委員会 プログラム

「刑事模擬裁判～刑事裁判をやってみよう！～」

「民事模擬裁判～民事裁判をやってみよう！～」

「ルール作り～みんなが納得できるルールを考えよう！～」

「刑事裁判傍聴～刑事裁判を見て考えよう！～」

「職業紹介～弁護士の仕事を知ろう！～」

法教育委員会 委員 木下 圭一（67期） 副委員長 大和田 準（70期） 副委員長 岩瀬 達郎（72期）
副委員長 大野こすも（73期） 委員 正司 紗耶（74期）

【授業・活動紹介】

1 刑事模擬裁判

刑事模擬裁判では、生徒は法曹三者の役に分かれ、シナリオに沿って刑事裁判を実演する。シナリオは、あえて不完全に作成しており、検察官役、弁護人役の生徒は、弁護士の助言を受けながら、役に応じた追加質問を検討して、実際に被告人質問を行い、最後に裁判官役の生徒が評議をしたうえで、判決を言い渡す。中高生では、事前に弁護士から刑事裁判手続やシナリオの解説、役割ごとに準備すべき事項等の指導を受け、入念に準備したうえで、模擬裁判に臨む。

なお、民事模擬裁判のように、全員を裁判官役として実施する場合がある。

刑事模擬裁判では、法曹三者の役割や刑事裁判の仕組みを学ぶとともに、検察官・弁護人役は自らの役割を前提に質問を考え、他人を説得するために意見を述べることを、裁判官役は証拠・証言を見極める論理的思考力を養うとともに中立的に判断することを学び、相手から聞きたいことを引き出し、自分の主張に活かすことの難しさ・大切さを学ぶことを狙いとしている。

column
体験コラム

「実に20回目を迎えました」

立教女学院高等学校 社会科教諭 岸田 宏史

卒業後の進路が確定した高校3年生の希望者を対象とする特別講座の一つとして、毎年2月に刑事模擬裁判を実施させていただき、毎年多くの参加者が集まる本校の恒例行事の一つとして、昨年度は実に20回目を迎えることができました。

生徒達は、各々の役ごとに割り振られたシナリオや諸証拠・文書を基本に、弁護士の方々に相談したり仲間と知恵を出し合ったりしながら、懸命に準備を進め、シナリオにはない新たな切り口から教員が演じる被告人・証人に対する独自の質問を考えたり、弁論・論告を綿密に練ったりした上で、本番に備えます。裁判当日は、傍聴人の生徒の前で文字通り真剣勝負を繰り広げます。ヒートアップしてかなり激しい応酬になってしまったり、長過ぎて質問数を制限されたりすることもしばしばです。さらに、裁判終了後は、弁護士の方々と参加者の茶話会となり、司法に関することもそれ以外のことも親しく懇談する機会を持たせていただいております。その後は参加者全員にレポート・感想文の提出を課しておりますが、その内容からも高校卒業直前に得難い貴重な経験をさせていただいたことが十二分に伝わって参ります。法曹の道に進んだ卒業生も複数おります。

今後も、弁護士の方々のお力をお借りして引き続き実施させていただきたいと考えております。

column
体験コラム

「私の刑事裁判初立会」

会員 横森 真夏（72期）

今から約14年前、高校で当会法教育委員会主催の模擬裁判が実施されました。当時私は高校3年生で、付属大学法学部への進学が決まっており、大学の講義の先取りのような気持ちで参加しました。裁判官役、弁護人役、検察官役を選択する際、私は、授業中の転寝に辛辣な公民教諭が被告人役をすると聞き、同人に厳しい発言ができるチャンスだと考え、迷わず検察官を希望しました。よもやこのとき、約7年後に司法試験に合格し、自分が検察官になるとは、一切考えていませんでした。模擬裁判では、証人役数学教諭が全く事案を覚えておらず、ありとあらゆる誘導をした結果、弁護人役から異議を連発される事態に発展しました。被告人質問では、公民教諭を言い負かそうと躍起になって、大量の質問をして言い合いになってしまいました。こんな状況で、検察官が合理的な疑いを入れない程度の証明をしたと判断されるはずもなく、被告人は無罪となって、私の裁判初立会は幕を閉じました。無罪判決が宣告されたとき、指導係弁護士の誰かが「検察官役は、わかっていないことを色々聞きすぎだよ」とボソッと発言したことを覚えています。私は今でも、証人尋問や被告人質問の際、不確定要素で勝負しないことを自分に言い聞かせていますが、当時を振り返って、この敗北経験やアドバイスが、今なお自分の中に息づいているのだと感じています。現在私は、弁護士職務経験という制度で、2年間という期間限定弁護士として稼働しています。本投稿をするにあたり、過去を振り返って、この2年の間に、母校で実施される模擬裁判に検察官役指導係として参加し、公民教諭にリベンジをすることが、新たな夢になりました。

column
体験コラム

「刑事模擬裁判を受けて」

法教育委員会 委員 山田 恭祐（74期）

私は、現在、法教育委員会の委員として、出張授業や裁判傍聴引率等の活動を行っていますが、私自身、中学3年生の頃に、法教育委員会の刑事模擬裁判の出張授業を受けたことをきっかけに、法学部への進学を決め、さらに法曹を目指しました。

私が出張授業を受けたのは、中学3年生の冬頃で、高校1年生の夏～秋頃に文理選択するのを目前に控えていましたが、当時の私としては、漠然と、文系を選択して、大学では法学系か経済・商学系の学部に進学するのかな、などと考えていました。そのような中で、高倍率の抽選の中、運よく模擬裁判の弁護人役に選ばれ、模擬裁判のシナリオについて、同じ弁護人役の同級生らと議論を重ね、実際に模擬裁判を行っていく中で、自分にとって法学や法曹がとても身近なものとして感じられるようになり、そこから法学部への進学、そして法曹になることを目指し始め、現在に至ります。

私がこの活動を行っているのは、自分の専門領域を生かしながら、生徒さん達と交流できる楽しさに魅力を感じているところもありますが、私に法学部への進学や法曹になるきっかけを与えてくださったことへの恩返しとして、次の世代の方々に少しでも私が与えていただいたような機会を同じように提供できればと思い、微力ながら活動させていただいています。特に、中高生は、大学進学等を見据え、進路選択について迷っている方が多いと思われますが、その際に、インターネットで取得した情報や他人から見聞きした話よりも、実際に自分が体験したことによって得られた知見から進路選択を行える方が、より豊かな選択ができると思いますので、生徒さん達にそのような選択肢が生まれるきっかけを提供できたらいいなと思っています。

2 民事模擬裁判

小学生向けプログラムでは、アイドルグループのお宝情報が掲載された本の出版の差止めについて、原告代理人・被告代理人役生徒が自ら考えた主張と、それに対する反論をし、裁判官役生徒が釈明した上で判決を考え発表を行う。生徒は、互いの利益は対立

する場合があることを体感し、自分の意見を論理的に述べる力、相手の立場にも配慮し相手の意見をよく聞く力、当事者の意見を聞き結論を見つける力等を養うことを狙いとしている。

中高生向けプログラムには、判決を考えるもの（利益衡量型と事実認定型）と和解案を考えるものの3種

column
体験コラム

「本物に触れる体験の大切さ」

足立区立西新井第二小学校 校長 小林 浩二

法教育授業「民事模擬裁判」との出会いは、今から15年ほど前、私が副校長をしていた時です。小学生が『本物の弁護士さん』に実際に授業をしてもらうという体験活動があることにとても驚きました。授業を受けている子供たちは、自分の考えを筋道を立てて考え、主張することや法に照らし合わせて考えることに目を輝かせていました。「自分が校長になったら、是非自分の学校の子供たちに体験させたい」すぐにそう思いました。足立区の校長になり、今年度で10年になりますが、コロナ禍で形を変えて実施した以外は、毎年法教育授業をお願いしています。

私は、学校で子供たちにできるだけいろいろな体験をさせたいと思っています。体験を通して、様々な見方・考え方を経験させ、豊かな人間性を育てたいからです。法教育授業はまさに貴重な体験活動の一つです。模擬裁判授業は授業内容や発達段階から考えて、小学6年生が適切と思っています。

授業を終えたあと、児童から「相手の話をしっかり聞いて、相手の立場・考えを受けとめることができた」「これからも筋道を立てて考えていきたい」「弁護士という仕事に興味がわいた」といった感想を多くもらいます。子供たちには、このような体験をいっきかけにして、これからの生活に生かしてほしいと思っています。担任教諭も「子供たちが主体的に取り組んでとてもよかった」「本物の弁護士さんに会える経験はとても貴重なこと」とよく言ってくれます。私としても、弁護士に限らず、『本物に触れる体験』は大切だと思っています。このような体験は学校でないとなかなかできません。

- 論理的に考え、主張する大切さを学ぶこと
- 相手の立場や考え方を受けとめ、考えること
- 本物に会える貴重な体験ができること

小学校高学年で経験させたい事柄です。私は、校長としてこれらを満たすことができる法教育授業を今後とも子供たちに体験させたいと思います。

column
体験コラム

「法律と向き合う模擬裁判」

足立区立西新井第二小学校 主幹教諭 大里 愛

6年生の担任になり、初めて「民事模擬裁判」の授業を受けさせていただきました。私も実際に弁護士の方々がどのように子供たちに裁判の体験をさせるのだろうと興味津々でした。授業の様子を見ると、児童が自分の考えを整理し、論理的に意見を述べる姿に驚きを感じ、大変有意義な授業だと思いました。また、児童からは「法律のことが身近に感じられた」「また模擬裁判やってみたい」といった前向きな声も多く聞かれ、学習意欲の向上に繋がったと感じています。子供たちは緊張しながらも、原告側の弁護士、被告側の弁護士、裁判官の役割を友達と協力しながら熱心に演じ、裁判の流れや法律の仕組みを実感できた様子でした。また、それぞれの立場で弁護士の方々が付き添いアドバイスをしながら進めてくださったことで、安心して意見を述べることでできていたと思います。子供たちからの「法律を基にした考え」を黒板に書き出してくださったのも、とても分かりやすく参考になりました。裁判官役の児童が判決を述べる時の緊張感もまた心地よく感じました。この模擬裁判で裁判の進め方や反論の仕方を教え、わかりやすく法律の重要性や弁護士の役割を伝えてくださったことで、児童の裁判への理解がより深まりました。模擬裁判は、法教育のみならず、コミュニケーション力や批判的思考力を育む効果的な授業だと感じました。

があり、生徒が数人ずつの合議体に分かれ、裁判官の立場で、①訴訟資料等と当事者尋問を見て事案を把握し、②原告被告に対する補充質問を考えて質問し、③判決内容等を検討する。何が事案のポイントなのか、当事者に何を聞けば判決の基礎となる事実が

確認できるかを考え、実際に質問し、それらをもとに当事者の主張の当否を検討し、根拠を付けた結論を出すことや両当事者が納得できる解決案を考えることを体感してもらう。

「本物の体験から学ぶこと」

新宿区立落合第六小学校 教諭 大塚 健一

私は、このようなインターネットが発達した世の中だからこそ、リアルに体験することが大切だと考えています。大学時代は、野外教育ゼミに所属し、自然を通じた体験活動の重要性について学びました。そんな私が、法律に関して、ましてや弁護士の方に触れ合う機会などなく、漫画やドラマなどで観ることくらいでした。今の児童達もそうだと思います。国のあり方を示す法律を学び、法律を仕事としている弁護士の方に実際にお話を伺うことができるならと思い、法教育に関する出前授業をお願いしました。

前任校で実施した際は、学校公開で民事模擬裁判を行わせていただきました。児童は、事前に記入したワークシートをもとに、話し合いを行います。裁判官役の児童には、法服をお借りしました。児童達は、教科書で学んだイメージの中にしかなかった裁判を実際に行うことで、弁護士や裁判官の方の思いや考えに触れることができたように感じます。多くの児童が、充実した時間となったと話していました。また、児童以上に、保護者の方からの反響も大きくありました。正直、私も大変勉強になる時間となりました。大人になっても中々経験することのない体験を、教科書で学んですぐに体験できることは児童にとって大きな財産だと感じました。

模擬裁判を行った際に、「お互いの気持ちを想像し、法律をもとに話し合いをする」という話を弁護士の方に伺い、実感を伴った気付きと学びを児童が実体験できていました。普段ご多用な弁護士の方々に来ていただく機会は、とても教育的効果が高いと感じました。多くの学びがあると実感し、次年度の6年の担任に紹介し、実施させていただきました。これからも学校において法教育の必要性を広め、取り組んでいきたいと思っています。

3 ルール作り

ルール作りは、例えば共同マンションでペットを飼うときのルールについて、どのような内容にすれば皆が納得できるかについて、グループディスカッション形式で話し合い、ルールを制定する目的、問題点、解決方法を考えることで、意見を尊重し合うことの重要性や民主主義の基礎等について学ぶ授業である。

本授業を通じて、社会生活における法律の必要性、役割等を学び、法律が身近なものであると実感することで、自分たちのルールである「法」に興味を持ってもらうという意味で、法教育の導入の役割を担っている授業でもある。

実際の授業では、子どもならではの柔軟な発想で、予想外の意見が出てくることも多々あり、弁護士にとっても毎回学びのある授業になっている。

4 刑事裁判傍聴

刑事裁判傍聴は、弁護士会館で法教育委員会作成のパンフレット「裁判傍聴ってな〜に？」*4を使用して刑事裁判の原則や手続の概要等について約30分の事前説明を行った後、6〜8人程度のグループに分かれ、

弁護士が引率して、参加者に比較的理解しやすい窃盗や薬物関係等の1回結審が見込まれる事案の刑事裁判を傍聴する。傍聴後は弁護士会館に戻り、傍聴した事件はもちろんのこと、(刑事事件に限らず)弁護士の経験談、業務、日常生活、学生時代の話、弁護士を目指した理由、司法試験について幅広く質疑応答を行っている。参加者は、刑事事件の厳粛な雰囲気や、法曹三者のやり取り等、色々と圧倒されることが多いようであり、日常では得難い体験に、多種多様な質問、感想を寄せてくれる。

5 職業紹介

弁護士の役割や仕事の内容、司法試験制度、実際の経験、日常生活にも法律が密接に関係していることなどを話したうえで、参加者からの質問に答えている。できるだけ年齢、性別、業務内容等が異なる弁護士が二人一組になって実施し、多様な観点や経験を伝えるようにしている。最近では多くの学校でキャリア教育が導入されていることもあり、私たちが子どもの頃には考えもしなかった具体的な質問がされることも多く、非常に驚かされる。

* 4 : <https://www.toben.or.jp/members/pdf/bochopamphlet.pdf>

民事介入暴力対策特別委員会 プログラム

「反社会的・組織的犯罪集団に巻き込まれないために
～違法バイト・薬物・SNSの怖さを知ろう～」

民事介入暴力対策特別委員会 委員長代行 青木 知巳 (55 期)

【授業・活動紹介】

1 若者を巡る状況

特殊詐欺・強盗等の犯罪組織が、検挙リスクの高い実行役（いわゆる受け子・出し子・強盗事犯における実行役等）を自分たちで行うのではなく、SNSなどのインターネットにおいて、「高額バイト」「ノーリスク」等と謳って、いわゆる闇バイトの募集を行うようになって久しい。

これに大学生・高校生等がアルバイト感覚で応募し、特殊詐欺等の犯罪に手を染めてしまい、犯罪組織から抜け出せなくなった挙句、将来を棒に振るケースが増えている。

また、特殊詐欺以外でも、客引きやスカウト名目で高額バイトと称して人を集めて、様々な違法行為の実行メンバーを募ったり、女子に対してはカラオケや食事の同伴のアルバイトと謳って募集して、応募してきた女子を絡めとり、最終的に風俗店にあっ旋する例もある。

2 民暴委員会の活動

民暴委員会は、反社会的・組織的犯罪集団による被害回復等の活動も行っているが、個々の弁護団事件等に取り組む中で上記のような実態を目にし、青少年に犯罪組織の実態を周知し、犯罪組織に取り込まれないために早い時期から授業等で注意喚起を促すこと

が重要であると考え、実践してきた。

そうした中、上記活動を普及すべく、当会のみならず、東京三会民暴委員会、さらには警視庁にも呼び掛けたところ、2022年2月7日、東京三弁護士会と警視庁組織犯罪対策部との間で「若者を犯罪者集団から守るための協定書」が調印された。以後、東京三会民暴委員会と警視庁とが連携して、大学生、高校生は勿論、小中学生に対しても、講師を派遣し、出張授業の中で上記のような実態を伝えるとともに、巻き込まれないためにはどうしたらよいかを伝える活動を行っている。また、多摩少年院では、既に犯罪に関わってしまった少年を対象に、講演・グループワーク等を行っている。

活動を継続する中でリピーターも増えており、近時の依頼件数は、2023年度28件（ただし、1校で最大8コマの授業を実施したケースもあった）、2024年度46件、2025年度は70件超（6月13日時点）と右肩上がりであり、現場の先生方からの評価・期待を感じているところである。かかる依頼件数の増加は、警視庁による広報活動等のご協力によるところも大きい。

件数の増加に応じて担い手の確保等の新たな課題も出てきているところではあるが、活動の手応えを感じているところでもあり、引き続き委員会全体として取り組んでいきたいと考えている。

column
体験コラム

「高等学校教員の感想」

当校では、数年にわたって、「犯罪に巻き込まれないために」をテーマに、特殊詐欺についての講話を弁護士に実施していただいている。生徒からすると弁護士は非常に遠い存在であり、弁護士による講話は大変貴重な機会になっている。

生徒たちは、いわゆる闇バイトが危ないことは知ってはいても詳しい知識等はない。弁護士の講話では、暴力団や反社会的組織等の存在、どのような役割をさせられるのか、逮捕された後どうなるのか等を興味深そうに聞いている。教員の立場からすると、生徒がしっかりした姿勢・態度で受講できるのか不安もあったが、弁護士の方々が生徒の関心を惹くように上手に講話を展開してくれるので、最後まで集中が途切れることなく耳を傾けている。「質問コーナー」の時間を設けることもあるが、薬物やSNS等に関する質問について、弁護士が実際の事件を例に回答してくれるので盛り上がることも多い。大変有意義な講話なので、今後も継続して依頼したいと考えている。

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 プログラム

「いじめ予防授業～弁護士が伝えるいじめと人権のお話し～」

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 委員 木野本 瑛利子 (72 期)



【授業・活動紹介】

- 1 本授業は、いじめが人権を侵害するものであることを子ども達に理解してもらうことを主眼としている。人権が守られているというのは安心・自信・自由が保たれている状態であり、いじめによって安心・自信・自由が脅かされる、つまり人権が侵害される。人権を守る専門家である弁護士がいじめ予防授業を行う意義はこの点にある、というのが授業の導入部分である。
- 2 実際のいじめによる自死事案を取り上げ、概要を紹介し、被害者の遺書を子ども達に見せる。やはり実際の事件は子ども達の印象に残るようで、授業後のアンケートでも言及が多い。このパートでは、いじめている人といじめられた人の感じ方の違いや、正当化できるいじめはあるのかということを考えてもらう。
- 3 そして、「心のコップ」の話に進んでいく。心の中には見えないコップがあり、嫌なことや辛いことがあると一滴ずつ水が溜まる。いじめは心のコップに水を溜めていき、コップがいっぱいになると、最後の一滴によって水がザーッとあふれ出す。そうすると、

気力がなくなり、自ら命を絶ってしまうこともある。重要なのは、最後の一滴だけでコップがあふれるわけではないということである。子ども達には、どの一滴にもなってはいけない、コップに水を入れること自体、してはいけないというメッセージを伝える。

- 4 終盤には、「いじめの四層構造」をドラえもののキャラクターを用いて説明する。いじめが起こっているとき、いじめ人（ジャイアン）、いじめられる人（のび太）、面白がる人（スネ夫）、見ている人（しずか）の4つの立場があり、それぞれの立場からいじめをやめるにはどうすればよいかを考えてもらう。そして、大多数を占める「見ている人＝傍観者」が実はいじめをなくすために一番重要な役割を果たすことを話している。
- 5 最近では、SNSに関するいじめについて取り入れてほしいという学校側の要望も多い。LINEやInstagramなどをはじめとした、子ども達が日常的に利用しているSNSでのいじめ事例を作り、対面の場合との異同も含めて話をしている。身近な事例を扱うことで、より自分事として感じてもらいたいと思っている。

column
体験コラム

「子ども相手ならではの…」

大人数の前で話をするのは、昔からあまり得意ではない。小さい頃からあがり症で、早口になったり、話そうと思っていたことを飛ばしたり、同じことを繰り返したりして、後で必ず反省していた。そんな私もいじめ予防授業を何度か経験するうち、落ち着いて話せるようにはなってきたのではないかなと思うが、いまだに子ども達からの予想外の答えや質問に焦ることがある。「好きな野球チームは何ですか？」という授業とは全く関係ない質問から、「授業の内容は理想論であって、いじめはなくなるのではないかな」という大人顔負けのご意見まで、様々な発言があるが、その場でうまい返しができないことが多い。動揺を顔に出さないことで精一杯である。

しかし、これが子ども達を相手に授業を行う面白さでもあり、毎回の授業で私も経験を積みさせてもらっている。まだまだ半人前であるが、仮に「巨人ファンの弁護士が来た」という形であっても、授業が子ども達の記憶に残ってくればありがたいと思う。

消費者問題特別委員会 プログラム

「ストップ！消費者被害～被害者・加害者にならないために～」

消費者問題特別委員会 委員 佐伯 理華 (62 期)

【授業・活動紹介】

コロナ禍で若者を中心にインターネット・SNSの利用時間が激増し、これに伴ってSNSを入り口とした悪質商法・詐欺被害が急速に増加している。

消費者庁の『令和7年版消費者白書』においても、10歳代、20歳代の若者のインターネット・SNSの利用時間が極めて長時間に及ぶ状況となっていることが

データで示されており、デジタル化社会においては、成人になる前から、悪質商法や詐欺被害に対する知識を身に付け、意識を高めておくことが重要である。

このため、消費者問題特別委員会では、高校等を中心に、弁護士2名程度を各学校に派遣し、①契約に関する基礎知識や、消費者被害の実例、被害に

遭った場合の解決法、②被害者にならないようにするだけでなく、加害者側にならないための心構え等の授業を行う「消費者教育講座」を実施している。

講義プログラムの一例は（下記）のとおりであり、各学校の担当教諭のご要望を伺ったうえで、講義内容、講義時間、講義形態などについて柔軟に対応している。

★★★講義プログラムの一例★★★

- 第1 契約って何？
- 第2 よくある消費者トラブル事例（※時間の制限で幾つかの事例に限られます）
例 マルチ商法/金融商品取引トラブル/闇バイト/ネット取引トラブル/
副業・内職トラブル/デット商法/スカウト詐欺/サクラサイト/なりすまし/
国際ロマンス詐欺/悪質商法の入り口となるSNS
- 第3 契約の拘束力の例外
クーリング・オフなど
- 第4 成年年齢引き下げで変わったこと・変わらないこと
- 第5 被害者が加害者になることも
- 第6 被害に遭ってしまったら
- 第7 質問タイム（弁護士の仕事に関する質問など、消費者問題以外の質問にもお答えしています）

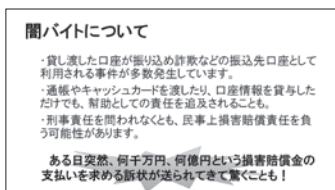
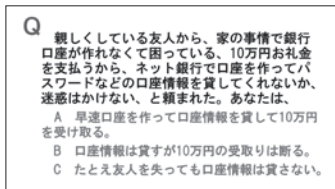
消費者教育講座コンテンツ紹介！

消費者問題特別委員会の消費者教育講座では、難しい法律の話を、わかりやすく聞いてもらうために、様々な工夫を凝らしている。

クイズ形式の質問を織り交ぜて手を挙げさせて授業への主体的な参加を促したり、若者に多い被害事例について漫画をスライドで投影したり、寸劇をしたりすることもある。

事前にアンケートを行って集計し、結果データを授業で発表し、盛り上がることもある。

また、講義時間に余裕があるときに限られるが、ワークショップを実施することもある（実施の可否は、講義時間のほか、受講する生徒の数や講義を実施する場所等にもよる）。



労働法制特別委員会 プログラム

「働く前に知っておこう——労働のルール」

労働法制特別委員会 法教育部会 部会長 正木 順子 (64 期)

【授業・活動紹介】

労働法制特別委員会では、小・中・高・大・専門学校を対象に法教育授業を実施している。この中でも、高・大・専門学校での実施が中心である。

授業内容は、就職活動に関連するものと就業中に生じる労働問題に関連するものに大別される。授業内容の決定にあたっては担当教諭と事前に打合せを行うことによって、生徒・学生の皆さんの関心に近い授業を実施できるよう工夫している。特に、ハラスメントに関する内容を希望される学校が多い印象である。授業の形式についても講義を中心としつつ、クイズを取り入れるなどして、できるだけ参加型にするよう心がけている。時には、委員の実務経験に基づいて作成した架空事例を題材に、労働者グルー

プ・使用者グループに分かれてディスカッションをしてもらい、双方の立場から議論を交わすという授業も行っている。生徒・学生の皆さんの多くは就業を身近なものと捉えているため、積極的に授業に参加してくれている。

近時は若くして起業する人もいるので、労働法に関する正確な知識を獲得してもらうということは授業の大事な目標である。労働問題に巻き込まれた時に、できる限り早期に弁護士に相談する意識を持ってもらうこともまた重要である。しかしこれに留まらず、上記のような参加型授業を実施することで私たちの仕事を追体験してもらい、「考えることの面白さ」を体感できる授業を提供できるよう、委員同士で議論を重ね、より良い授業を目指している。

column
体験コラム

「生徒の素直な発想と私の学び」

労働法制特別委員会 委員 加藤 平一郎 (73 期)

私は、今までに、中学生、高校生、大学生等を対象に、「働く時の基礎知識」から「ブラックバイト」、「ハラスメント」等のテーマで授業を行ってきた。学校の要望や参加生徒の状況（初めてアルバイトを経験する時期か、就職前の時期か等々）に合わせ、授業の内容を提案し、各生徒が直近抱えるであろう問題の解決に少しでもヒントを得てもらえるような授業を心掛けている。また、教材も常にアップデートしており、時事問題や普段生徒が接している媒体（例えば、SNS等々）を用いた題材・事例に基づいて、双方向の授業が行われている点も工夫をしている点である。

私が経験した授業の中で特に印象に残っているのは、中学生に対するある授業である。バイト先の冷蔵庫に入った動画をSNSに投稿して大損害が生じた場合（いわゆる「バイトテロ」の場合）に給与から損害を天引きできるかという問いを投げかけたところ、ほとんどの生徒が給与から差し引くことができると回答すると思いきや、3割程度の生徒が差し引くことはできないと手を挙げた。理由を聞くと、「損害は払わないといけないと思うけど、給与を払わないとそのバイトの人が生活できなくなるかもしれない」との回答があった。感覚的に給与の全額払い原則（労基法24条1項）の趣旨が理解できているのである。このような良い回答（良いアシスト）があったことから、双方向の言い分があり、そのバランスを取ることの意味、そして、それが法律になっていることを理解してもらえたと思う。

このように法教育授業では、生徒の思慮深さ、バランス感覚の良さに驚かされることも多く、同時に、素直な発想から考えていくことの大切さを再確認させられる。本委員会の法教育授業は、一方的な授業ではなく、双方向の取り組みが行われていることが多く、それ故、教える側がむしろ生徒から学ぶ点は非常に多いのである。

今後も、法教育授業に参加していき、生徒とともに私自身も成長していけたらと思う。

性の平等に関する委員会 プログラム

「デートDVについて考えよう」

「性の多様性について考えよう」

「しない・させないセクシュアルハラスメント」

性の平等に関する委員会 副委員長 梅本 遥 (68期)

【授業・活動紹介】

性の平等に関する委員会（以下「当委員会」という）では、主にデートDVや性の多様性をテーマに、年間25校程度の学校に出向いて、法教育授業を実施している。依頼校の多くは公立の中学校や高校だが、小学4年生を対象とした性の多様性の授業や、高校生を対象にセクシュアルハラスメントを取り上げたこともある。依頼校のニーズに応じて、授業内容をアレンジし、または一から作り上げることも少なくない。

「デートDVについて考えよう」の授業では、交際相手との間で生じる様々な暴力の内容や、ストーカーに関する事件の説明だけでなく、チェックリストやロールプレイの実施、デートDV被害者のインタビュー等のDVDの上映、講師から生徒への積極的な問いかけを取り入れている。これらは、講師が一方向的に講義するだけでなく、デートDVの問題を自分事として捉え、授業に集中し続けてもらうための工夫である。実際に、DVD視聴中や、ロールプレイの場面では、生徒たちが引き込まれ、授業への集中力が増す様子が見て取れる。

「性の多様性」の授業でも、LGBTQ+等の用語の

説明だけにとどまらず、カードを使ったグループワークや、当事者の声を取材した動画の視聴などを盛り込み、同様に、集中して授業に参加できるよう工夫を凝らしている。

いずれの教材についても、生徒・教員からのアンケートや、担当講師の意見を反映し、ブラッシュアップし続けている。そのうえで、授業を通じて生徒たちに伝えるべき事項をできる限りスライドに記載し、どの弁護士が担当しても、一定以上の授業のクオリティが確保されるようにしている。当委員会の依頼校にリピーターが多いのは、上記の各工夫が、当委員会の授業に対する信頼に繋がった結果であると考えている。

教材の例 「デートDVについて考えよう」性の平等に関する委員会

デートDVってどんなこと？

DV = ドメスティックバイオレンス

デートDV = 親しいカップルの間で生じる暴力

※ カップルには、男女カップルだけでなく、もちろん男同士、女同士のカップルも含まれます。

✓ 皆さんに、チェックリストをやってもらったけど、どれが暴力だったかな？

4

column
体験コラム

「私が法教育を続ける理由」

登録1年目から当委員会の法教育PTに参加し、気がつけば10年目となった。私は、何度か移籍をしているので、弁護士として、一貫して取り組んでいる唯一の活動が、法教育かもしれない。

改めて、なぜ自分が法教育活動をしているのかと考えてみると、大きくは2つある。1つは、授業を受けた生徒にとって、大人にSOSを出すきっかけとなれることである。身の回りの様々な暴力に気がつき、自分や友人を守ろうと声を上げられるようになることは、法教育の最も直接的な効果であると感じる。

そして、2つ目は、月並みだが、生徒との交流を通じて、私自身が学び続けられることである。当委員会では、「デートDV」や「性の多様性」という題材を取り上げているが、私は、全ての授業の根底にあるのは、「『他者を尊重する』とはどういうことか」という問いだと考えている。生徒たちのアンケートの回答には鋭い指摘があり、自身の内にある未熟な思い込みに気付かされることも少なくない。10代の生徒たちは、社会の変化を映し出し、新しい価値観を築く世代といえる。その生徒たちから、学ぶ機会を得られることは本当に貴重な経験である。

犯罪被害者支援委員会 プログラム

「弁護士による犯罪被害者支援
～もしあなたが犯罪の被害にあってしまったら～」

犯罪被害者支援委員会 副委員長 岡田 真由子 (65 期)

【授業・活動紹介】

1 当委員会の法教育授業について

当委員会の法教育授業では、以下の3つを目的として掲げている。

- ① 犯罪被害者を支援する弁護士の活動について知る。
- ② 犯罪被害者が刑事手続・民事手続でできることについて知る。
- ③ その他犯罪被害にかかわる知識を得る（被害者の置かれた状況、SNSの危険性 など）。

授業内容については各学校からの要望もあり、必ずしも①～③を全て盛り込むわけではなく、学年や要望に応じて、その都度検討している。法教育授業の依頼をきっかけに委員会内勉強会を開催し、準備をすることもある。

2 法教育授業の例

以下に、当委員会で開催してきた授業の例を挙げる。題材はこれらに限られず、被害者支援にかかわること

であれば、これまで実施していない内容でも取り組む方針である。

(1) 小学校

- ・職業紹介（犯罪被害者支援に関する活動を紹介する）
- ・SNSの危険性（SNSをきっかけに犯罪に巻き込まれる事例を題材として、SNSを利用する際の注意点、トラブルに巻き込まれた場合の相談窓口などについて説明する）

(2) 中学校～高校

- ・職業紹介（犯罪被害者支援に関する活動について、より詳しく説明する）
- ・痴漢事件を題材として、被害者が刑事・民事手続でできること、相談窓口、犯人特定のために確認しておく点などを説明する。
- ・被害者参加制度に関する授業

(3) 大学

- ・性犯罪事件を題材として、小グループでのディスカッション方式により、被害者の心理、示談の内容、裁判へのかかわり方等を考える。

児童、生徒、学生から寄せられた感想

(大学)

- ・楽しいという不謹慎だけれど、楽しかった。
- ・被害者支援について学んだことがなかったので、勉強になった。
- ・こんなに少人数で弁護士の授業を受けたことはなかったので（3、4人に1人の弁護士がついてディスカッション）充実していた。

(高校)

- ・実際に担当した弁護士の話を聞いて、早く忘れさせてあげたいという気持ちと犯人を捕まえたいという被害者の親の両方の気持ちが、とても難しく感じた。
- ・非常にためになった。いろいろ知識が学べた。
- ・痴漢に抵抗するいろいろな方法があることがわかった。（痴漢事件を題材とした授業）
- ・弁護士になることを考えていなかったが、少し視野に入れてみたいと思った。

(中学校)

- ・被害者にも弁護士がつくことを知って驚いた。
- ・授業でも弁護士について学んだが、直接話を聞けてより分かったと思う。
- ・普段知ることのできないことを知ることができてよかった。
- ・裁判の傍聴をしたいと思った。

(小学校)

- ・弁護士が被害者の味方もすることを初めて知った。
- ・被害者が傍聴席だけでなく、弁護人や検察官と同じように法廷内にも入れるようになったという話が印象に残った。
- ・実例の話があって分かりやすかった。（SNSに関する授業）
- ・インターネットやSNSを使うときは気をつけないといけないことが分かった。（SNSに関する授業）

憲法問題対策センター プログラム

「憲法ってなんだろう～憲法出前講座～」
「18歳選挙と選挙権の大切さ」

憲法問題対策センター 委員 片木 翔一郎 (71 期)



【授業・活動紹介】

憲法問題対策センターでは憲法と関連する各種出前講座を実施している。多くの講座ではテーマにかかわらず最初に「憲法ってなんだろう」という共通の話題に触れる。また、個別テーマとしては「18歳選挙権」が人気となっている。「18歳選挙権」のテーマで依頼いただける学校については、毎年の恒例行事として依頼をいただけることも多い。

1 「憲法ってなんだろう」

①憲法とは国民や市民が守るべきルールではなく権力者が守るべきルールである、②そのことは憲法99条に書いてある、と教えると生徒にはたいへんに驚かれる。

たいていの場合、生徒はすでに憲法の授業を事前にある程度は学校で受けており、講座中の憲法の三大原則に触れるパートでは、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義といった単語くらいは一定割合の生徒が知っている様子が見られる。ではなぜ、憲法は誰が守るルールかという最も基本的なことを知らないのか。それは憲法（公共科目）を担当する社会科教員においてそのことをほとんど、あるいは全く教えていないからではないか。というよりも、そもそも社会科教員の中に「憲法は誰が守るべきルールか」を誤解している教員が少なくないというのが筆者の推測である。実際に、私との渉外窓口を担当してくださった社会科教員から、「憲法は国民が守るべきルールではないとは知りませんでした」と直接感想を述べられたことすらある。

しかし、そのことで全国の社会科教員らを責めることはできない。なぜならば、学校で何をどう教えるかをコントロールしているのは、結局は学習指導要領作成や教科書検定の権限を有している権力者の側だからである（当然ながら生徒や教員の関心事である受験の出題も基本的にはこれらにそって行われることとなる）。

つまり、この点には、権力者の側があえて生徒に教えないことは生徒や教員の目に触れないという構造的な問題がある。

だからこそ、我々は憲法とは何かという基本をしつこく地道に教えていかねばならない。

2 「18歳選挙と選挙権の大切さ」

18歳選挙権が始まって間もないということもあって、比較的生徒の関心が高い分野である。特に近時では、18歳成人との関係で一層関心が強まっている印象を受ける（本来は当センターの守備範囲ではないが18歳成人にも言及する内容での講座を行うこともある）。また、高校3年生を対象とした講座においては、選挙権を有する生徒とそうでない生徒が混在していることから、その点を意識した内容を講義することもある。

内容としては、①「憲法とはなにか」と表裏一体である国民主権の話をしたうえで、国民主権を支えるシステムとしての選挙（権）の大切さの話と、②公職選挙法の解説がメインとなる。公職選挙法の話は、街でよくみる選挙活動や、生徒も普段から使っているSNSを使った選挙活動という、比較的生徒に身近な内容であるので関心が強い。特に、いわゆる「2連ポスター」は選挙ポスターではなく演説会の告知であるという内容などは鉄板である。

他の多くの講義内容とは異なり、講義を受けた内容がただちに生徒の日々の生活や投票行動に反映されるテーマであるので、講義をする側のやりがいも非常に大きいものである。

※当センターでは、「18歳選挙権」以外にも、「ハンセン病事件」「芝信金昇給昇格差別事件」「石に泳ぐ魚事件」「イラク自衛隊派遣事件」「朝日訴訟事件」など実際の事件をもとにした憲法講座を提供している。

公害・環境特別委員会 プログラム

「環境問題出前授業～持続可能な社会に向けて～」

公害・環境特別委員会 副委員長 半田 虎生（73期）

【授業・活動紹介】

1 公害・環境特別委員会提供プログラムの紹介

公害・環境特別委員会（以下「当委員会」という）においては、「環境法」という観点から、法教育を提供することを目的として、委員会内に法教育部会を設置し、これまで「環境問題出前授業」を実施してきた。「環境法」とは、環境への負荷を防止・低減することを目的とする法（法令、条例、条約等）の総体をいい（大塚直「環境法＝Environmental law 第4版」（有斐閣、2020年）・32頁）、司法試験選択科目としては、環境基本法をはじめとする10法が出題対象となっているところである（2025年度の範囲）。

四大公害病、都市型公害、廃棄物問題、原子力問題、気候変動、生物多様性など、人々が向き合わなければならない公害・環境問題は、日々、複雑化しており、多様な領域の人材が協働して問題解決にあたる必要がある。司法試験の選択科目のひとつとして「環境法」も設置されていることは、公害・環境問題に取り組むことの重要性や社会におけるニーズの高さ等が認識されていることの表れである。

当委員会では、「環境法」という法体系に通底している「持続可能な発展」、「未然防止・予防原則」、「環境権」、「原因者負担原則」といった基本理念、環境法の考え方を児童生徒が身に付け、身近な環境問題から地球環境問題まで、公害・環境問題の対象となる広い領域を考えるきっかけを提供できるよう教材を準備している。これまでに、当委員会では、ごみ処理、再生エネルギーの活用、環境汚染と情報収集・選択、アニマルウェルフェア、地球温暖化等を題材としたプログラムを実施してきたほか、随時、教材のアップデートを行っているため、カリキュラムとの関連や児童生徒の興味関心に応じて、題材を調整の上、講師を派遣することも可能である。

授業風景 「環境問題出前授業」公害・環境特別委員会



2 学校のカリキュラムとの連携

当委員会では、小学4年～高校3年を対象とする法教育を実施しているが、いずれの教育課程においても、公害・環境問題が重要なトピックに位置づけられており、SDGs教育も盛んに取り入れられている。このような中で、当委員会が近時実施した出前授業では、事前に派遣先の学校の担当者と、出前授業の位置づけ（日々のカリキュラムからは独立した授業なのか、地域学習や国際教育など総合学習の一環なのか）や事前・事後学習の有無等を確認し、学校教育と連動できるような内容になるよう工夫をしている。

教員の声 （小学4年／題材：地球温暖化）

子どもたちのメモを見ていると、世界で起きている被害に関して、たくさんメモをしていました。地球温暖化はニュースなどで聞いたことはあるけれども、内容を知らない子どもたちも多く、これからの学習のきっかけ、対策を考える基礎を作れたのはとてもよかったです。ツバリのような現実の被害を知って、これ以上の被害を生みださないように問題を解決したいという意識が芽生えたように思います。

当委員会としては、公害・環境問題の実態を伝えることはもちろん、冒頭でも述べたように公害・環境問題に携わる法曹として「環境法」という観点から、児童生徒に学びを提供できるよう、これからもブラッシュアップを図っていききたい。

裁判員制度センター プログラム

「裁判員ってどんな仕事？」

裁判員制度センター 委員長代行 臼井 智晃 (64期)

【授業・活動紹介】

1 裁判員制度センター（以下「当委員会」という）

では、裁判員体験プログラムを実施している。

受講者は、複数名のグループに分かれ、自らが裁判員となったつもりで刑事模擬裁判DVDを視聴した上、争点となる事項についてグループ単位での評議・評決を行う内容である。学校等の派遣先機関の要望に応じて、グループ分けを行わずに受講者全体で討論を行う方式や、代表グループが討論する方式などのアレンジを加えた実施をするケースもある。

対面での実施が困難であった新型コロナウイルス禍にあった時期では、リモート設備を利用して実施したケースもあった。

2 題材は複数用意しており、受講者の要望や年齢等に応じて選定をする。殺意の有無や正当防衛の成否を議論する殺人事件や、犯人性を議論する現住建造物放火等事件のほか、小学生等の低年齢を対象とする場合

は、NHK for Schoolの「昔話法廷・三匹のこぶた裁判」を題材とすることもある。

3 講師を担当する委員は、裁判官役となってグループの議論をリードする役割を務め、評議・評決後は、講評・質疑応答などを行う。グループ数に比して講師の数が不足する場合は、複数のグループを周りながら助言等を行う方式で進めることもある。

受講者層は多様であり、小学校、中学校、高校、大学に限らず、企業や市民団体、そして保育園児を対象とした実績もある。

授業風景・教材の例 「裁判員ってどんな仕事？」裁判員制度センター



DVD『東京地裁刑事201号法廷』より



授業風景

column
体験コラム

「法教育活動が講師にもたらす実り」

1 当委員会では、2009年の裁判員制度施行前から本プログラムを実施している。

近時の法改正により、2023年1月以降は裁判員の対象年齢が従前の20歳以上から「18歳以上」となった。将来の制度の基盤となる学生にとって、これまで以上に当事者意識をもって裁判員制度を考える必要性が高まっており、本プログラムの受講が、学生にとって意義のある機会となれば有難い。

2 法教育が持つ社会的・公益的価値には多弁を要しないが、一方で、この活動は講師にとっても得るものの多い機会であると感じる。特に体験型プログラムの面白さは、受講者の生の声を聴けるところにある。同じ題材のDVDを見ても、人によって証拠や証言の受け止め方は様々で、頭に思い描く情景はそれぞれ異なっているように思う。受講生は、自らの考えを他の受講生にも伝えようと言葉を尽くし、聴く側も理解又は反駁の準備のために傾聴に努める。人の感性の多様性に触れることができ、私自身も講師として数十の派遣現場を経験してきたが、いつも新たな発見がある。

3 また、本プログラムでは、受講者に対して事前準備は求めておらず、その場で視聴したDVDにおける証言やその場で配布した証拠資料に基づく評議を行うため、議論の整理や意見集約など、講師のスキルアップにも繋がっているようにも感じる。

4 当委員会では、講師の知見を集積した講師向けのマニュアルや生徒向けのDVD視聴用メモなど、講師にとっても助けとなる補助的な資料も揃っており、本LIBRAの企画を通じて、もし興味をもたれた会員がいれば、是非参加されたい。

外国人の権利に関する委員会 プログラム

「『多文化共生社会』の実現に向けて」 「『難民』から見る日本」

外国人の権利に関する委員会 副委員長 大谷 秀美 (72期)



【授業・活動紹介】

私たちは、「多文化共生社会の実現に向けて」と「難民から見る日本」という2つのテーマに関する法教育授業を広く小学生以上を対象に実施している。

1 「多文化共生社会の実現に向けて」について

導入として、「多文化共生ってなに？」という問いから出発し、食べ物や音楽、行事などの身近な例を挙げながら、生徒自身が既に多文化共生社会の中で生きていることを実感してもらう。

次に、小樽市外国人入浴拒否事件（札幌地判平14.11.11（判タ1150.185））を題材にした議論を行う。この事件は、入浴マナーが悪い外国人がいたことを理由に、「JAPANESE ONLY」と書かれた貼紙を掲げ、外国人の入浴を拒否し、その後、当該外国人が日本国籍を取得した後も入浴を拒否した事件である。生徒たちは、原告・被告チームに分かれて議論をし、どのような点が差別に当たるのかを考える。

教材の例

外国人の権利に関する委員会



低難民認定率の衝撃

○ G7主要国、オーストラリアの難民認定数・認定率

	難民認定数	難民認定率
アメリカ	44,614人	22.73%
イギリス	16,516人	39.80%
ドイツ	53,973人	16.05%
フランス	30,051人	18.26%
カナダ	27,168人	51.18%
日本	44人	0.29%
オーストラリア	5,022人	17.25%

(2019年度)

最後に、差別を許す社会は「本人の努力ではどうにも出来ない理由で不利益に扱うことを許す」住みにくい社会である一方で、異なる文化が尊重される社会では、新しい価値が生まれ、そこで暮らす人の人生も、より彩り豊かになることを伝える。

2 「難民から見る日本」について

授業導入部分で、実際に難民として日本を目指した人々が持ってきた荷物や言葉を紹介することで、難民がどのような人々で、どんな立場に置かれているのかを具体的に感じてもらう。

その上で、日本の難民認定率が先進国の中でも極端に低く、さらには人々が収容施設で過酷な生活を強いられている現実を伝える。被収容者の中には、自殺や自殺未遂に至る人も少なくなく、医療の不備や長期収容によって心身に深刻な影響を受けている人も多い。解放された後も、トラウマや拘禁による影響に苦しみ続ける例があり、処遇改善を求めるハンガーストライキや給食拒否といった抗議も相次いでいる。

授業の最後には、「難民との違いは、たまたま守ってくれる国に生まれたかどうか」「難民にも、私たちと同じように人権がある」という視点に立ち返り、人としての尊厳とは何かを考えてもらうことを目指している。

column 体験コラム

「もしかして私、差別しちゃった？」

小樽市外国人入浴拒否事件の議論を行う際、生徒たちは、自分が「差別」にあたることを言ってしまったのではと感じ、前半の明るい雰囲気から一転して、不安そうな表情になることもある。そんな場面では、「差別するつもりがなくても、無意識に相手を傷つけてしまうことがある」と伝えた上で、これから出会う人に対して、想像力をもって相手を知ろうとしてほしいこと、そして、そのような一人ひとりの想像力と行動で、どんな背景を持つ人でも、ひとりの人として大切にされる社会が実現可能であることを伝えている。